

寒川町障害者差別解消支援地域協議会について

「寒川町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を
H29年4月1日施行。

■令和4年度の活動報告について

- ・寒川町新採用職員に対し、周知のため研修を行った。
- ・茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会が主催するバリアフリー上映会を後援した他、11月から障害者週間にかかる12月にかけて、寒川総合図書館において、障がいのある方の生活の一部である事業所の紹介や、地域活動支援センターFとスタジオトネリコと茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会の作品展示と、災害時避難所での生活を想定できる展示、障がいの種別ごとに書籍を紹介する企画展示を実施した。
- ・4月に役場本庁舎入口にて開催した「展示即売会」の企画・準備を寒川町事業所連絡会とともにに行った。
- ・障害者週間に合わせ、障害者差別解消法および障害者虐待防止法に関する啓発用リーフレットを作成し、12月の広報誌とともに全戸配布を行った。さらに、「広報さむかわ」の5月号・9月号・1月号に障がい福祉に係る相談についての記事を連載した。

■令和5年度の取り組みについて

〈実施予定〉

- ・寒川町新採用職員研修
 - 4月採用の職員には障害者差別解消法に基づく合理的配慮や町職員としての対応等について概要の説明を行った。10月採用の職員にも実施予定。
- ・寒川総合図書館企画展示。
 - 期 間：11月8日(水)から11月28日(火)までを予定
 - テーマ：障がい者のくらし
- ・福祉関連のイベントにおいて、神奈川県「ともに生きる社会かながわ憲章」によるパネルを展示し、障がいを理由とする差別の解消の啓発を行う。